

PTA会員の皆様

令和3年度

**P T A 定期総会議案書
(総会資料)**

練馬区立開進第四中学校 P T A

－ 議 案 －

- | | | |
|-------|----------------------|-------------|
| 第1号議案 | 令和2年度 決算報告ならびに会計監査報告 | … 1 ページ |
| 第2号議案 | 令和3年度 PTA事業 (案) | … 2 ページ |
| 第3号議案 | 令和3年度 予算 (案) | … 3 ページ |
| 第4号議案 | PTA規約の一部改正 (案) | … 4 ～ 5 ページ |

第1号議案 令和2年度 決算報告ならびに会計監査報告

(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 収入の部

練馬区立開進第四中学校 P T A

費 目	予算案	決算 (A)	増減額	説 明
会 費	818,000	815,400	-2,600	200円×月数×(家庭数+教員数)
雑 収 入	0	2	2	銀行利子
前年度繰越金	210,004	210,004	0	
合 計	1,028,004	1,025,406	-2,598	

2. 支出の部

項 目	節	2 年度予算	決算 (B)	予算増減額	説 明
P T A 運 営 費	1 実行委員会費	1,000	0	-1,000	会議費
	小 計	1,000	0	-1,000	
	2 消耗品費	30,000	6,939	-23,061	文房具代他
	3 印 刷 費	60,000	5,453	-54,547	インク、用紙代
	4 印刷機リース代	42,120	42,120	0	7,020円/月×6か月
	5 OA機器等積立金	20,000	20,000	0	(下記4累計)
	小 計	152,120	74,512	-77,608	
	6 渉 外 費	60,000	945	-59,055	連絡協議会、通信費他
	7 交 通 費	2,000	0	-2,000	区中 P T A 連等行事参加
	小 計	62,000	945	-61,055	
	8 学級委員会費	36,000	0	-36,000	3,000円×12クラス
	9 地域生活委員会費	0	0	0	活動費 ※今年度は活動中止
	10 文化委員会費	0	0	0	活動費 ※今年度は活動中止
T P T A 活 動 費	11 ヘルマーク委員会費	0	0	0	活動費 ※今年度は活動中止
	12 広報委員会費	0	0	0	活動費 ※今年度は活動中止
	13 行事等活動費	30,000	0	-30,000	給食試食会補助、広報誌印刷代等
	小 計	66,000	0	-66,000	
	14 卒業記念品代	105,000	112,256	7,256	1,000円×105名分 お花代
	15 奨 励 費	100,000	100,000	0	15人以上@8,000円 14人以下@5,000円
	16 お祝い金	0	50,000	50,000	関東・全国大会出場お祝い金
	小 計	205,000	262,256	57,256	
	17 保 険 費	77,280	77,090	-190	家庭数×190円+生徒数×10円
	18 各種分担金	28,630	25,560	-3,070	区中P連会費70円×(家庭数+教員数)
	19 慶 弔 費	12,000	6,000	-6,000	
	20 地域渉外費	25,000	0	-25,000	近隣町会への挨拶
	21 記念事業積立	100,000	100,000	0	周年行事用の積立 (下記3累計)
A 費	22 雑 費	80,000	63,403	-16,597	行事挨拶用菓子、振込手数料他
	23 予 備 費	218,974	79,660	-139,314	消毒液及びスタンド贈呈品
	小 計	541,884	351,713	-190,171	
合 計		1,028,004	689,426	-338,578	

※家庭数384+教員数24=会員総数408

3. 周年行事積立の部 令和3年3月31日現在累計額 900,117円 (利息含む)

4. OA機器等積立の部 令和3年3月31日現在累計額 80,000円

5. 収支の部 (差引残高) 決算(A)合計 1,025,406円- 決算(B)合計 689,426円 = 335,980円

以上の通り報告致します。

会 長 古川 文仁

会 計

岩沢愛

原亜矢

監査の結果、上記の通り相違ない事を報告します。

会 計 監 査

中内圭子

加藤奈弓

成田彰伸

第2号議案 令和3年度 PTA事業(案)

開進第四中学校 P T A

学級委員	・実行委員会 出席 ・常任委員会 開催 ・学級懇親会の企画と開催 ・PTA会費の回収 ・百人一首大会 協力（1年生のみ） ・練馬区駅伝大会 協力（2年生のみ） ・卒業対策（3年生のみ） ・講演会、交流会への参加	文化委員	・実行委員会 出席 ・常任委員会 開催 ・リユース品（制服等）の展示、回収 ・給食試食会 開催 ・講演会、講習会への参加および呼びかけ ・文化発表会 協力
地域生活委員	・実行委員会 出席 ・常任委員会 開催 ・運動会 協力 ・祭礼、盆踊り大会のパトロール ・校内マラソン大会 協力 ・避難拠点連絡会議 出席 ・夜間防災訓練、AED講習会 協力	本部	・実行委員会 開催 ・役員会 開催 ・学校行事への協力 ・PTA便り、お知らせ発行（ホームページ掲載） ・5月定期総会（書面総会）開催 ・PTA会費集金 ・年度末総会 開催
ベルマーク委員	・実行委員会 出席 ・常任委員会 開催 ・ベルマーク回収、集計、商品交換		※練馬区PTA連絡協議会関連事業 ・会長会 出席 ・Aブロック会議 出席 ・連合陸上大会 協力 ・練馬区駅伝大会 協力 ・Aブロックソフトボール大会 協力
広報委員	・実行委員会 出席 ・常任委員会 開催 ・広報誌の発行（写真撮影、取材等）		※地域関連事業 ・青少年育成桜台地区委員会、懇親会 出席 ・青少年育成桜台地区委員会主催事業 協力 ・青少年委員主催 地域懇談会 出席 ・三校連絡会 開催（仲町小、開四小、開四中） ・祭礼、盆踊り大会 ご挨拶
< その他係・担当 > ・【吹奏楽部保護者】 青少年育成文芸事業（音楽祭）協力 ・【陸上部保護者】 連合陸上大会 協力 ・【陸上部保護者】 練馬区駅伝大会 協力 ・【保護者】 Aブロックソフトボール大会 参加			

※ 今後の状況により、行事・活動が中止となる場合もありますので、ご了承ください。

第3号議案 令和3年度PTA予算(案)

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 収入の部 練馬区立開進第四中学校PTA

費 目	2年度	3年度	増減額	説 明
会 費	815,400	902,000	86,600	200円×10ヶ月分×(家庭数+教員数)
雑 収 入	2	0	-2	銀行利子他
前年度繰越金	210,004	335,980	125,976	
合 計	1,025,406	1,237,980	212,574	

2. 支出の部

項	目	節	2年度予算	2年度決算	3年度予算	予算増減額	説 明
P T A 運 営 費	会 議 費	1 実行委員会費	1,000	0	3,000	2,000	会議費
		小 計	1,000	0	3,000	2,000	
		2 消耗品費	30,000	6,939	40,000	10,000	文房具代他
	事 務 費	3 印 刷 費	60,000	5,453	50,000	-10,000	インク、印刷用紙代
		4 印刷機リース代	42,120	42,120	0	-42,120	今年度よりリース中止
		5 OA機器等積立費	20,000	20,000	20,000	0	
		小 計	152,120	74,512	110,000	-42,120	
		渉 外 費	6 渉 外 費	60,000	945	80,000	20,000
	7 交 通 費		2,000	0	5,000	3,000	区中PTA連等行事参加
	小 計		62,000	945	85,000	23,000	
T A 活 動 費	一 般 活 動 費	8 学級委員会費	36,000	0	42,000	6,000	3,000円×14クラス
		9 地域生活委員会費	0	0	3,000	3,000	活動費
		10 文化委員会費	0	0	3,000	3,000	活動費
		11 ベルマーク委員会費	0	0	3,000	3,000	活動費
		12 広報委員会費	0	0	3,000	3,000	活動費
		13 行事等活動費	30,000	0	100,000	70,000	給食試食会補助、広報誌印刷代
		小 計	66,000	0	154,000	88,000	
	特 別 活 動 費	14 卒業記念品代	105,000	112,256	162,000	57,000	1000円×162人(生徒154人+先生8名)
		15 奨 励 費	100,000	100,000	120,000	20,000	部員15人以上8,000円、14人以下5,000円
		小 計	205,000	212,256	282,000	77,000	
	そ の 他	16 保 險 費	77,280	77,090	85,330	8,050	家庭数×190円+生徒数×10円
		17 各種分担金	28,630	25,560	31,570	2,940	区中P連会費70円×(家庭数+教員数)
		18 慶 弔 費	12,000	6,000	12,000	0	
		19 地域渉外費	25,000	0	25,000	0	近隣町会への挨拶
		20 周年行事積立	100,000	100,000	100,000	0	周年行事用の積立
		21 雑 費	80,000	63,403	20,000	-60,000	行事挨拶用菓子類、振込手数料他
		22 予 備 費	218,974	129,660	330,080	111,106	(お祝い金は予備費より計上)
		小 計	541,884	401,713	603,980	62,096	
合 計		1,028,004	689,426	1,237,980	209,976		

家庭数425 教員数26 生徒数458

3. 周年行事積立の部 令和3年度 積立分 100,000円 (累計分と合算して今年度使用予定)
4. OA機器等積立の部 令和3年度 積立分 20,000円

上記のとおり、令和3年度会計予算(案)を提出致します。【令和3年4月時点の会員総数451】

練馬区立開進第四中学校PTA

会長 山岸 武
会計 入ヶ町かおり 岩沢 愛 原亜矢

第4号議案 PTA規約の一部改正(案)

※改正部分は太字・下線、削除は取り消し線で表記

改正前	改正後(案)
<PTA規約> 第2章 事業 第5条 (事業) (1)生徒の地域環境と学校環境が教育的に向上するために、調査・学習を行ない、必要に従って… 第4章 役員 第9条 役員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。 第11条 (1)会長はこの会を代表し、会務を統括する。 ⋮ (5)次年度役員候補者リストの作成、候補者への委嘱、および総会への推薦業務(次年度役員候補者リストの提示)を行う。 第5章 総会 第20条 総会には定期総会と臨時総会があり、定期総会は年度初め・年度末に行ない、臨時総会は… 第7章 学級委員会 第29条 (1)学級委員は保護者会員より互選で各学級2名から3名を選出する。 (3)2名から3名の委員は学級担任教員と事前協議の上、学級懇談会を開催し、司会を務める。	<PTA規約> 第2章 事業 第5条 (事業) (1)生徒の地域環境と学校環境が教育的に向上するために、調査・学習を行ない、必要に従って… 第4章 役員 第9条 役員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげ妨げない。 第11条 (1)会長はこの会を代表し、会務を統括する。 ⋮ (5)次年度役員候補者リストの作成、候補者への委嘱、および総会への推薦業務(次年度役員候補者リストの提示)を行う。 <u>(6)任期年度の委員会の設置および人数の決定。</u> 第5章 総会 第20条 総会には定期総会と臨時総会があり、定期総会は年度初め・年度末に行ない、臨時総会は… 第7章 学級委員会 第29条 (1)学級委員は保護者会員より互選で各学級ごと、2名から3名<u>当該年度に決定された人数</u>を選出する。 (3)2名から3名の委員は学級担任教員と事前協議の上、学級懇談会を開催し、司会を務める。

第4号議案 PTA規約の一部改正(案)

※改正部分は太字・下線、削除は取り消し線で表記

改正前	改正後(案)
第8章 地域生活委員会 第30条 (1)地域生活委員は保護者会員より互選で各学級 2名から3名を選出する。 第9章 文化委員会 第31条 この会の事業を有効に行うために文化委員会を置き、 PTA会員の文化的交流を計る活動を目指す。 (1)文化委員は保護者会員より互選で各学級 2名から3名を選出する。 第10章 ベルマーク委員会 第32条 (1)ベルマーク委員は保護者会員より互選で各学級 2名から3名を選出する。 第11章 広報委員会 第33条 (1)広報委員は保護者会員より互選で各学級 1名以上を選出する。 第12章 会計監査 第36条 会計監査は必要に応じ、臨時監査を行なうことができる。 附則 この規約は昭和36年5月31日(本会の設立日)から実施する。 ： (令和2年7月1日 一部改正)	第8章 地域生活委員会 第30条 (1)地域生活委員は保護者会員より互選で各学級ごと、 2名から3名当該年度に決定された人数を選出する。 第9章 文化委員会 第31条 この会の事業を有効に行うために文化委員会を置き、 PTA会員の文化的交流を計るはかる活動を目指す。 (1)文化委員は保護者会員より互選で各学級ごと、 2名から3名当該年度に決定された人数を選出する。 第10章 ベルマーク委員会 第32条 (1)ベルマーク委員は保護者会員より互選で各学級ごと、 2名から3名当該年度に決定された人数を選出する。 第11章 広報委員会 第33条 (1)広報委員は保護者会員より互選で各学級ごと、 4名以上当該年度に決定された人数を選出する。 第12章 会計監査 第36条 会計監査は必要に応じ、臨時監査を行なうことができる。 附則 この規約は昭和36年5月31日(本会の設立日)から実施する。 ： (令和2年7月1日 一部改正) <u>(令和3年5月20日 一部改正)</u>